



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県漁業調整規則の一部を改正する規則（水産課）…………… 1

告 示

- 救急病院の告示（医療政策課）…………… 2
○ 公共測量の実施の終了の通知（農地農村整備課）…………… 2
○ 漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定の変更（水産課）…………… 2

公 告

- 事後調査報告書の縦覧（道路街路課）…………… 3
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（教育庁教育DX推進課）…………… 3
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁教育DX推進課）…………… 5

教育委員会事項

- 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則…………… 6

選挙管理委員会事項

- 浦添市議会議員一般選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決…………… 7
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙運動に関する収支報告書の要旨…………… 9

規 則

沖縄県規則第44号

沖縄県漁業調整規則の一部を改正する規則

沖縄県漁業調整規則（令和 2 年沖縄県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第34条第 1 項の表たいまい（腹甲の長さ25センチメートル以下のものに限る。）の項の次に次のように加える。

えらぶうみへび類（えらぶうみへび及びひろおうみへびをいう。） （全長60センチメートル以下のものに限る。）	周年
--	----

第34条第 1 項の表えらぶうなぎ（全長60センチメートル以下のものに限る。）の項及びうなぎ（全長13センチメートル以下のものに限る。）の項を削る。

第37条第 1 項第 2 号中「及叉手網」を「及び叉手網」に改め、同項第 4 号中「、は具」を「及びは具」に改める。

第43条中「をいう。）」の次に「、船舶自動識別装置（次の各号に掲げる基準に適合するものに限る。）又は全地球測位システムに係る端末（第 1 号に掲げる基準に適合するものに限る。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第51条第 1 項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第52条中「第40条第 8 項」を「第40条第 8 項に」に、「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第51条の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則（前項ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

告 示

沖縄県告示第225号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和7年5月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
沖縄県立宮古病院	宮古島市平良字下里427番地 1	沖縄県	令和7年6月1日	令和10年5月31日

沖縄県告示第226号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和7年5月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市（前原地区）
2 公共測量を実施した期間 令和6年12月10日から令和7年4月25日まで
3 作業種類 公共測量（基準点測量及び路線測量）

沖縄県告示第227号

平成20年沖縄県告示第389号（漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定）の一部を次のとおり変更する。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日がこの告示の日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの告示の日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和7年5月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

変更前

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
読谷加入区	読谷村漁業協同組合の地区	1 主としてひき縄漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業） 2 主として刺し網漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業） 3 主としてそでいか旗流し漁業 （総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてそでいか旗流し漁業） 4 潜水器漁業

		5 小型定置漁業 6 1 から 5 までに掲げる漁業以外の漁業
--	--	------------------------------------

変更後

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
読谷加入区	読谷村漁業協同組合の地区	1 主としてひき縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業) 2 主として刺し網漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業) 3 主としてそでいか旗流し漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてそでいか旗流し漁業) 4 主として集魚灯を用いて行うまぐろ一本釣漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用し、主として集魚灯を用いて行うまぐろ一本釣漁業) 5 潜水器漁業 6 小型定置漁業 7 1 から 6 までに掲げる漁業以外の漁業

公 告

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 30 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 沖縄県
- (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 玉城康裕
- (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 県道平和の道線（仮称）整備事業
- (2) 種類 道路の新設及び改築の事業
- (3) 規模 延長7,800メートル（取付道路区間延長400メートルを含む。）

3 対象事業が実施されるべき区域 糸満市

4 事後調査の実施期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

5 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所

- ア 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号098-866-2390
イ 沖縄県土木建築部南部土木事務所道路整備班 那覇市旭町116番地37 電話番号098-867-2614
ウ 糸満市建設部建設課 糸満市潮崎町一丁目 1 番地 電話番号 098-840-8138

(2) 期間 令和 7 年 6 月 2 日から同年 7 月 1 日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(3) 時間 午前 9 時から午後 5 時まで

6 その他参考となる事項 なし

7 この公告及び縦覧に関する問合せ先

- (1) 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号098-866-2390
- (2) 沖縄県土木建築部南部土木事務所道路整備班 那覇市旭町116番地37 電話番号098-867-2614

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受

ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 30 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 県立中学校学習者用端末の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和 7 年 5 月 1 日現在において 3 年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が 500 万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が 5 人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA 機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近 2 事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者及び同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近 2 年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近 2 事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県教育庁教育DX推進課 〒900-8571 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号 098-894-3265
 - (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和 7 年 6 月 20 日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前 9 時から午後 5 時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和 8 年 3 月 31 日（火曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅延なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3 に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を

有していた者にその旨を通知する。

- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する県立中学校学習者用端末の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 30 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 県立中学校学習者用端末（以下「機器等」という。）の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和 7 年 9 月 30 日（火曜日）
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 令和 7 年 5 月 30 日付け沖縄県公報定期第5317号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 納入しようとする機器等の機能等証明書を令和 7 年 6 月 27 日（金曜日）午後 5 時までに 3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県教育委員会のホームページから様式をダウンロードすること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 この公告の日から令和 7 年 6 月 27 日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 場所 沖縄県教育庁教育DX推進課 〒900-8571 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から令和 7 年 7 月 9 日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和 7 年 7 月 10 日（木曜日）午前 10 時
- (2) 場所 沖縄県庁13階第 5 会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の 5 以上の金額を 5(1)の日時までに 3(2)の場所に納付すること。

ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 か年の間に履行期限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和 7 年 5 月 30 日（金曜日）から令和 7 年 7 月 9 日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する方法 3(2)の場所で交付又は沖縄県教育委員会のホームページから入手すること
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県教育庁教育 D X 推進課
- (2) 所在地 〒900-8571 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に 5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 令和 7 年 7 月 9 日（水曜日）午後 5 時
- イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁教育 D X 推進課に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES AND QUANTITY TO BE LEASED
Okinawa Prefectural junior high school devices for student 1 set
- (2) BID OPENING
Date and Time: July 10, 2025 (Thursday) 10:00 a.m.
Place: Okinawa Prefectural Government Building 13th floor, The Fifth Meeting Room
- (3) POINT OF CONTACT
Education D X Promotion Division, Okinawa Prefectural Board of Education,
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8571 Japan
Telephone 098-894-3265

教育委員会事項

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 30 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第 6 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成元年沖縄県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。
第 3 号様式備考中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の教育職員免許状に関する規則の規定に基づいて印刷された第 3 号様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第19号

当委員会は、令和 7 年 2 月 9 日執行の浦添市議会議員一般選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査申立てに対し、裁決したので、次のとおり要旨を告示する。

令和 7 年 5 月 30 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

裁 決 書

沖縄県浦添市字港川281番地58

審査申立人 照屋 力

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和 7 年 3 月 21 日をもって提起のあった同年 2 月 9 日執行の浦添市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）に係る選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てのうち、本件選挙に係る選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てを棄却する。

本件選挙において申立人に係る供託物の没収を無効とする求め及び申立人に係る供託物の返還の求めを却下する。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙に係る選挙の効力及び当選の効力に関して、令和 7 年 2 月 14 日付けで浦添市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し異議の申出をしたところ、市委員会は同年 3 月 18 日、この異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）をした。

申立人は、原決定を不服として当委員会に対し、原決定を取り消すとともに、本件選挙を無効とし、本件選挙の当選人のうち大城翼、田畑愛花、又吉愛華、友寄美幸、仲間烈、儀間光秀、金城大輔、豊元ふき、下地秀男、平安山良斗、古波蔵保尚、上原聖也、稲嶺伸作、眞榮城玄誠、又吉正信、仲西次男、比嘉武宏、濱崎早人及び具志未由李（以下「本件当選人」という。）の当選を無効とし、本件選挙において市委員会が行った申立人に係る供託物の没収を無効とし、申立人に係る供託物を申立人に返還する旨の裁決を求めて、審査の申立てを行ったものである。

その理由及び主張するところを要約すれば次のとおりである。

本件選挙において、一部の候補者が道路交通法、公職選挙法等に違反して申立人の選挙運動を妨害し、事前運動や禁止された有料広告の掲載を行い、一部の候補者は衆議院議員や沖縄県議会議員とともに選挙団体を組織し、浦添市に選挙運動用ポスター等の公費負担条例を制定させず、市の屋外広告物条例に基づく選挙違反の広告物の除去を行わせないようにしていることは、刑法、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律等に違反し、市長が支援する本件選挙の候補者を利するものであり、選挙の結果に異動を及ぼすもので、本件選挙は無効である。

また、本件選挙の本件当選人について、上記のとおり公職選挙法等の違反行為があり当選は無効である。

裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立ての要件審理において、一部不適法と認められる点があったことから申立人に補正を命じたところ、令和 7 年 4 月 4 日に申立人から補正書が提出された。その後、市委員会に弁明書の提出を求め、申立人に対しては同年 5 月 9 日に口頭意見陳述の機会を与えるとともに、市委員会に対し関係する物件の提出を求めるなど、慎重に審理した。

- 1 市委員会の弁明の趣旨

申立人が主張するような道路交通法、公職選挙法等に抵触する行為を市委員会は報道等で確認していな

い。また、選挙運動用ポスター等の公費負担条例が制定されていないこと、市の屋外広告物条例に基づく選挙違反の広告物の除去をしていないことにより選挙の自由が妨害されたことを報道等で確認していない。

2 本件選挙に係る選挙の効力について

(1) およそ選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによつてこれら規定事項の遵守を期待しているのであつて、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もっとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（昭和61年2月18日最高裁判決）とされている。

(2) 当委員会において、本件選挙が選挙の規定に違反して行われ、選挙の結果に異動を及ぼす虞があるような事実がなかったかについて、申立人から提出された審査申立書、補正書等を確認したところ、申立人の主張は、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為に関するものであり、前記のとおり、これらの行為は、法第205条第1項に規定する「選挙の規定に違反する」ことに当たらない。

また、仮に申立人の主張する行為が行われていたとしても、選挙が行われる区域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事情を生じ、選挙の自由公正が失われたと認めるに足りる具体的な証拠の提示は行われておらず、本件選挙の結果に異動を及ぼす虞が生じたとする特段の事情は認められない。

したがって、本件選挙における申立人の主張は選挙の無効原因に該当しない。

3 本件選挙に係る本件当選人の当選の効力について

(1) 当委員会は、前記2のとおり、申立人の主張が選挙の無効原因に該当しない旨判断したことから、選挙が有効に行われたことを前提として、当選の効力について判断する。

(2) およそ当選の効力に関する争訟においては、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手續の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（平成4年12月17日名古屋高裁判決）とされ、「当選人については、その罰則該当行為につき有罪判決が確定することにより当然にその当選を無効とする旨が定められている（公選法251条）ことに徴すると、当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当選人が当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪（但し、公選法251条所定の罪に限る。）により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実には右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできないものというべきである。」（同判決）とされている。

さらに、「当選人または選挙運動者もしくは出納責任者がその選挙に関し右のいずれかの選挙犯罪を犯したか否か、如何なる刑に処すべきかの判定は専ら刑事訴訟手續に従い裁判所の裁判によつてのみなされるべきものであることはいふまでもない。公職選挙法において当選人と決定された者もしくは選挙運動総括主宰者等が公職選挙法のいずれかの罰則に違反する行為をしたか否か、これにつき如何なる刑に処すべきかの問題については、同法206条、207条所定の手續において異議決定もしくは訴願裁決をする選挙管理委員会または当選の効力に関する裁判をする裁判所はこれを審理判定する責務権限を有しない。」（昭和35年9月13日最高裁判所判決）とされている。

(3) 申立人は、本件当選人が違法に選挙運動を行っており、そのことを理由として当選が無効であることを主張しているが、前記のとおり、当選無効の事由となり得るのは、「当選人決定についての違法」の

みであり、当委員会は選挙犯罪に該当する行為があったか否か、法上、いずれの罰則等に該当するか審理判定する責務権限を有しておらず、これらを判断して当選無効とすることはできないと解されている。また、申立人は、道路交通法（昭和35年法律第105号）など様々な法令違反を主張するが、これらが法令違反と認められるか否かについては、当委員会は判断する権限を有しない。

したがって、申立人の主張は、これを採用することはできず、本件当選人の当選を無効とする事由に該当しない。

4 その他申立てについて

申立人は、本件選挙において市委員会が行った申立人に係る供託物の没収を無効とし、申立人に係る供託物を申立人に返還するよう求めているが、法第202条及び第206条の規定は、選挙の効力又は当選の効力を争う以外の争訟は認めていないと解されることから、これらの申立ては不適法である。

以上のとおり、本件選挙における選挙の効力及び本件当選人の当選の効力に関する申立人の主張には理由がないことからこれを認容することはできず、本件選挙において市委員会が行った申立人に係る供託物の没収を無効とし、申立人に係る供託物を申立人に返還する求めは不適法である。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和7年5月20日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

沖縄県選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の出納責任者から提出された「選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨」を次のとおり公表する。

令和7年5月30日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和6年10月27日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（沖縄県第1区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）23,063,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	赤嶺政賢	候補者届出政党 又は所属党派	日本共産党	期間	令和6年10月8日から 令和6年11月5日まで 第1回分
出納責任者氏名	鶴淵賢次				

収 入

主たる寄附

〔氏 名〕
〔団体名〕

（職 業）

（寄附額）

日本共産党沖縄県
委員会

政党支部

826,326 円

その他の寄附

0件

0 円

その他の収入

0 円

今 回 計

826,326 円

支 出

人 件 費

180,000 円

家 屋 費

260,000 円

選挙事務所費

260,000 円

集会会場費

0 円

通 信 費

0 円

交 通 費

0 円

印 刷 費

1,283,450 円

広 告 費

660,556 円

文 具 費

0 円

食 糧 費

0 円

休 泊 費

0 円

雑 費

0 円

今 回 計

2,384,006 円

前 回 計	0 円	前 回 計	0 円
総 計	826,326 円	総 計	2,384,006 円

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	278,250 円
ビラの作成	490,700 円
ポスターの作成	514,500 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	52,030 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	57,200 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	165,000 円
政見放送のための録画等	
計	1,557,680 円

報 告 書 受 理 年 月 日 令和6年11月11日 第1回報告分

候 補 者 氏 名	國場幸之助	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	令和6年9月24日から 令和6年11月6日まで 第1回分
出納責任者氏名	具志幸一				

収 入

主たる寄附

氏 名 (団体名)	(職 業)	(寄附額)
自由民主党沖縄県 第一選挙区支部	政党支部	5,000,000 円
コクバ幸之助後援会	政治団体	863,009 円
比嘉昌晋	会社役員	50,000 円
宮沢会	政治団体	100,000 円
桃原用昇	無職	100,000 円

その他の寄付 5件 60,000 円
その他の収入 7,000,000 円

今 回 計	13,173,009 円
前 回 計	0 円
総 計	13,173,009 円

支 出

人 件 費	3,320,550 円
家 屋 費	1,101,886 円
選挙事務所費	1,101,886 円
集会会場費	0 円
通 信 費	873,620 円
交 通 費	213,207 円
印 刷 費	3,686,014 円
広 告 費	2,041,322 円
文 具 費	177,919 円
食 糧 費	195,050 円
休 泊 費	24,200 円
雑 費	117,011 円

今 回 計	11,750,779 円
前 回 計	0 円
総 計	11,750,779 円

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	278,250 円
ビラの作成	490,700 円
ポスターの作成	560,932 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770 円
政見放送のための録画等	
計	1,918,895 円

報 告 書 受 理 年 月 日 令和6年11月11日 第1回報告分

候補者氏名	國場幸之助	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間 令和6年11月7日から 令和6年11月26日まで 第2回分
出納責任者氏名	具志幸一			

収 入

主たる寄附

〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)
---------------	-------	-------

その他の寄附 0件 0 円

その他の収入 0 円

今 回 計 0 円

前 回 計 13,173,009 円

総 計 13,173,009 円

支 出

人 件 費 0 円

家 屋 費 986,590 円

選挙事務所費 986,590 円

集合会場費 0 円

通 信 費 79,599 円

交 通 費 0 円

印 刷 費 352,000 円

広 告 費 50,600 円

文 具 費 0 円

食 糧 費 0 円

休 泊 費 0 円

雑 費 1,485 円

今 回 計 1,470,274 円

前 回 計 11,750,779 円

総 計 13,221,053 円

報 告 書 受 理 年 月 日 令和6年12月17日

第2回報告分

候補者氏名	下地幹郎	候補者届出政党 又は所属党派	無所属	期間 令和6年10月12日から 令和6年11月6日まで 第1回分
出納責任者氏名	富山泰寛			

収 入

主たる寄附

〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)
---------------	-------	-------

与那城千代子 無職 100,000 円

新垣裕道 自営業 30,000 円

藤川栄吉 無職 50,000 円

奥平忠夫 医師 100,000 円

名城郁子 団体役員 50,000 円

平良勝己 会社代表 500,000 円

屋良朝一 会社代表 100,000 円

當間元信 無職 30,000 円

多喜美枝子 会社代表 200,000 円

儀保宜彦 会社代表 50,000 円

下地浩之 会社代表 300,000 円

豊田益市 会社役員 100,000 円

福里哲也 会社代表 200,000 円

末好潤子 会社代表 50,000 円

末好健人 会社代表 30,000 円

伊波常男 無職 30,000 円

土屋加代子 無職 50,000 円

支 出

人 件 費 762,025 円

家 屋 費 603,700 円

選挙事務所費 500,000 円

集合会場費 103,700 円

通 信 費 254,001 円

交 通 費 331,457 円

印 刷 費 2,160,977 円

広 告 費 3,276,467 円

文 具 費 120,832 円

食 糧 費 420,146 円

休 泊 費 0 円

雑 費 212,382 円

長濱榮治	自営業	50,000 円		
栗原徳文	会社代表	50,000 円		
平良敏昭	会社代表	30,000 円		
比嘉昌晋	無職	30,000 円		
又吉幸子	無職	30,000 円		
金城誠栄	税理士	50,000 円		
久米清博	会社代表	200,000 円		
小禄誠	自営業	100,000 円		
尚努	会社代表	500,000 円		
名嘉栄人	会社代表	200,000 円		
平良勝義	医師	100,000 円		
国富俊孝	会社代表	30,000 円		
藤川征子	無職	50,000 円		
近藤栄作	会社役員	200,000 円		
與那覇正俊	会社役員	200,000 円		
下地典子	無職	30,000 円		
下地ミキオ後援会	政治団体	500,000 円		
その他の寄付	16件	180,000 円		
その他の収入		1,111,760 円		
今 回 計		5,611,760 円	今 回 計	8,141,987 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		5,611,760 円	総 計	8,141,987 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	278,250 円
	ビラの作成	541,100 円
	ポスターの作成	1,121,864 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770 円
	政見放送のための録画等	
	計	2,530,227 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和6年11月11日	第1回報告分
-----------------	------------	--------

候 補 者 氏 名	和田知久	候補者届出政党 又は所属党派	参政党	期間 令和6年10月1日から 令和6年11月11日まで 第1回分
出納責任者氏名	長堂嘉郎			

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	0 円
〔氏 名〕	(職 業)	(寄附額)	家 屋 費	275,000 円
〔団体名〕			選挙事務所費	275,000 円
参政党沖縄県	政党支部	36,960円	集合会場費	0 円
支部連合会			通 信 費	0 円
参政党	政党	256,714円	交 通 費	0 円
参政党沖縄第1支部	政党支部	642,149円	印 刷 費	231,605 円

その他の寄付	0件	0 円	広告費	427,968 円
その他の収入		0 円	文具費	0 円
今 回 計		935,823 円	食糧費	0 円
前 回 計		0 円	休泊費	0 円
総 計		935,823 円	雑 費	1,250 円
			今 回 計	935,823 円
			前 回 計	0 円
			総 計	935,823 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	政見放送のための録画等	
	計	0 円

報 告 書 受 理 年 月 日 令和 6 年 11 月 11 日

第 1 回報告分

- 1 選挙の種類 令和 6 年 10 月 27 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（沖縄県第 2 区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）23,539,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	赤嶺昇	候補者届出政党 又は所属党派	日本維新の会	期間	令和 6 年 10 月 15 日から 令和 6 年 10 月 26 日まで 第 1 回分
出納責任者氏名	仲村幸夫				

収 入

主たる寄附

〔氏 名〕
〔団体名〕

(職 業)

(寄附額)

日本維新の会

政党

3,000,000 円

その他の寄付

8件

90,000 円

その他の収入

163,543 円

今 回 計

3,253,543 円

前 回 計

0 円

総 計

3,253,543 円

支 出

人 件 費

1,184,525 円

家 屋 費

1,024,395 円

選挙事務所費

1,024,395 円

集合会場費

0 円

通 信 費

0 円

交 通 費

159,668 円

印 刷 費

2,471,750 円

広 告 費

384,243 円

文 具 費

0 円

食 糧 費

25,202 円

休 泊 費

0 円

雑 費

298,753 円

今 回 計

5,548,536 円

前 回 計

0 円

総 計

5,548,536 円

	項 目	金 額
--	-----	-----

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	278,250 円
	ビラの作成	541,100 円
	ポスターの作成	1,091,400 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	政見放送のための録画等	
計		2,294,993 円

報告書受理年月日 令和6年11月11日

第1回報告分

候補者氏名	新垣邦男	候補者届出政党 又は所属党派	社会民主党	期間	令和6年9月28日から 令和6年11月11日まで 第1回分
出納責任者氏名	比嘉礼子				

収 入

主たる寄附

〔氏名〕
〔団体名〕

(職 業)

(寄附額)

新垣クニオ後援会	政治団体	271,970 円
新垣洋子	無職	50,000 円
伊禮一幸	会社役員	50,000 円
平安山のぞみ	無職	50,000 円
全日本分権自治 フォーラム	政治団体	200,000 円
山城正和	無職	30,000 円
儀保宜裕	会社役員	30,000 円
玉城馨	自営業	50,000 円
石嶺晃	会社役員	200,000 円
嘉陽宗俊	自営業	80,000 円
金城直哉	会社役員	100,000 円
平安山洋子	会社員	50,000 円
宮城正明	無職	100,000 円
宮城親照	無職	100,000 円
宮里佳斉	会社役員	50,000 円
比嘉良政	無職	50,000 円
渡嘉敷喜代子	無職	30,000 円
その他の寄附	14件	140,000 円
その他の収入		720,126 円

今 回 計	2,352,096 円
前 回 計	0 円
総 計	2,352,096 円

支 出

人 件 費	721,875 円
家 屋 費	305,850 円
選挙事務所費	305,850 円
集合会場費	0 円
通 信 費	280,620 円
交 通 費	14,332 円
印 刷 費	1,489,320 円
広 告 費	1,164,136 円
文 具 費	33,257 円
食 糧 費	119,418 円
休 泊 費	0 円
雑 費	142,758 円

今 回 計	4,271,566 円
前 回 計	0 円
総 計	4,271,566 円

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	278,250 円
ビラの作成	490,700 円
ポスターの作成	564,000 円

支出のうち公費負担相当額	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,620 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	213,400 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	203,500 円
	政見放送のための録画等	
	計	1,919,470 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和 6 年11月11日	第 1 回報告分
-----------------	--------------	----------

候 補 者 氏 名	今野麻美	候補者届出政党 又は所属党派	参政党	期間	令和 6 年10月14日から 令和 6 年10月29日まで 第 1 回分
出納責任者氏名	比嘉真也				

収 入

主たる寄附

氏 名 (団体名)	(職 業)	(寄附額)
参政党	政党	233,530 円
参政党沖縄第二支部	政党支部	419,120 円

その他の寄付 0件 0 円

その他の収入 0 円

今 回 計 652,650 円

前 回 計 0 円

総 計 652,650 円

支 出

人 件 費	0 円
家 屋 費	10,000 円
選挙事務所費	10,000 円
集合会場費	0 円
通 信 費	0 円
交 通 費	0 円
印 刷 費	224,730 円
広 告 費	417,920 円
文 具 費	0 円
食 糧 費	0 円
休 泊 費	0 円
雑 費	0 円
今 回 計	652,650 円
前 回 計	0 円
総 計	652,650 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	政見放送のための録画等	
	計	0 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和 6 年11月 8 日	第 1 回報告分
-----------------	---------------	----------

候 補 者 氏 名	宮崎政久	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	令和 6 年10月 1 日から 令和 6 年11月 8 日まで 第 1 回分
出納責任者氏名	安次富稔				

収 入

支 出

主たる寄附			人件費	1,425,000 円
〔氏名〕	(職 業)	(寄附額)	家屋費	4,323,357 円
〔団体名〕			選挙事務所費	3,575,907 円
自由民主党	政党	5,000,000 円	集会会場費	747,450 円
自由民主党沖縄県	政党支部	5,000,000 円	通信費	133,361 円
第二選挙区支部			交通費	26,037 円
その他の寄付	0件	0 円	印刷費	6,213,648 円
その他の収入		3,310,495 円	広告費	613,805 円
			文具費	170,443 円
			食糧費	167,515 円
			休泊費	0 円
			雑費	237,329 円
今回計		13,310,495 円	今回計	13,310,495 円
前回計		0 円	前回計	0 円
総計		13,310,495 円	総計	13,310,495 円

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	273,000 円
ビラの作成	490,700 円
ポスターの作成	1,067,600 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	122,862 円
政見放送のための録画等	
計	2,338,405 円

報告書受理年月日 令和6年11月11日

第1回報告分

- 1 選挙の種類 令和6年10月27日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（沖縄県第3区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）23,853,200円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	島尻安伊子	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	令和6年10月8日から 令和6年10月28日まで 第1回分
出納責任者氏名	宮城一郎				

収 入

主たる寄附		
〔氏名〕	(職 業)	(寄附額)
〔団体名〕		
自由民主党沖縄県	政党支部	3,000,000 円
第三選挙区支部		
赤嶺武男	会社員	100,000 円
屋比久里美	会社員	50,000 円
比嘉昌晋	会社役員	50,000 円

支 出

人件費	1,015,000 円
家屋費	307,800 円
選挙事務所費	307,800 円
集会会場費	0 円
通信費	11,000 円
交通費	34,536 円
印刷費	1,962,490 円
広告費	611,013 円
文具費	27,888 円
食糧費	282,764 円

その他の寄附	0件	0 円	休 泊 費	0 円
その他の収入		1,081,997 円	雑 費	29,506 円
今 回 計		4,281,997 円	今 回 計	4,281,997 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		4,281,997 円	総 計	4,281,997 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	278,250 円
	ビラの作成	490,700 円
	ポスターの作成	1,193,540 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770 円
	政見放送のための録画等	
	計	2,551,503 円

報 告 書 受 理 年 月 日 令和 6 年11月11日

第 1 回報告分

候 補 者 氏 名	新城司	候補者届出政党 又は所属党派	参政党	期間 令和6年10月14日から 令和6年10月27日まで 第1回分
出納責任者氏名	グラムコウ安江			

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	0 円
〔氏 名〕	(職 業)	(寄附額)	家 屋 費	35,000 円
〔団体名〕			選挙事務所費	35,000 円
参政党	政党	288,530 円	集会会場費	0 円
参政党沖縄県	政党支部	54,626 円	通 信 費	0 円
支部連合会			交 通 費	0 円
参政党沖縄第 3 支部	政党支部	411,024 円	印 刷 費	279,730 円
			広 告 費	439,450 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
その他の寄附	0件	0 円	休 泊 費	0 円
その他の収入		0 円	雑 費	0 円
今 回 計		754,180 円	今 回 計	754,180 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		754,180 円	総 計	754,180 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	政見放送のための録画等	
	計	

	計	0 円
--	---	-----

報告書受理年月日	令和6年11月11日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	屋良朝博	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期間	令和6年9月17日から 令和6年11月18日まで 第1回分
出納責任者氏名	山内末子				

収 入

主たる寄附

氏名
団体名

(職 業)

(寄附額)

立憲民主党

政党

5,000,000 円

その他の寄付

0件

0 円

その他の収入

0 円

今 回 計

5,000,000 円

前 回 計

0 円

総 計

5,000,000 円

支 出

人 件 費

1,249,500 円

家 屋 費

806,555 円

選挙事務所費

806,555 円

集会会場費

0 円

通 信 費

31,360 円

交 通 費

63,954 円

印 刷 費

1,929,240 円

広 告 費

1,053,028 円

文 具 費

21,986 円

食 糧 費

187,697 円

休 泊 費

18,975 円

雑 費

52,135 円

今 回 計

5,414,430 円

前 回 計

0 円

総 計

5,414,430 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	245,000 円
	ビラの作成	490,700 円
	ポスターの作成	1,193,540 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770 円
	政見放送のための録画等	
	計	2,518,253 円

報告書受理年月日	令和6年11月11日	第1回報告分
----------	------------	--------

- 選挙の種類 令和6年10月27日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（沖縄県第4区）
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）27,978,500円
- 報告書の要旨

候補者氏名	金城徹	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期間	令和6年9月27日から 令和6年11月1日まで 第1回分
出納責任者氏名	要正悟				

収 入

支 出

主たる寄附 〔氏 名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
立憲民主党	政党	5,000,000 円	家 屋 費	138,321 円
			選挙事務所費	138,321 円
			集合会場費	0 円
			通 信 費	4,184 円
			交 通 費	181,680 円
			印 刷 費	1,847,998 円
			広 告 費	2,666,173 円
			文 具 費	3,878 円
			食 糧 費	0 円
その他の寄付	0件	0 円	休 泊 費	0 円
その他の収入		0 円	雑 費	24,887 円
今 回 計		5,000,000 円	今 回 計	4,867,121 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		5,000,000 円	総 計	4,867,121 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	278,250 円
	ビラの作成	386,500 円
	ポスターの作成	1,183,248 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	509,517 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	政見放送のための録画等	
	計	2,571,919 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和 6 年 11 月 8 日	第 1 回報告分
-----------------	-----------------	----------

候 補 者 氏 名	西銘恒三郎	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	令和 6 年 10 月 10 日から 令和 6 年 11 月 11 日まで 第 1 回分
出納責任者氏名	大城和人				

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏 名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	1,250,250 円
自由民主党沖縄県 第四選挙区支部 新里匠	政党支部	9,000,000 円	家 屋 費	2,362,498 円
			選挙事務所費	1,744,235 円
			集合会場費	618,263 円
			通 信 費	12,606 円
			交 通 費	89,523 円
			印 刷 費	5,718,238 円
			広 告 費	2,116,587 円
			文 具 費	134,534 円
			食 糧 費	156,170 円
その他の寄附	0件	0 円	休 泊 費	0 円
その他の収入		0 円	雑 費	24,647 円
今 回 計		9,100,000 円	今 回 計	11,865,053 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円

総 計	9,100,000 円	総 計	11,865,053 円
-----	-------------	-----	--------------

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	278,250 円
	ビラの作成	490,700 円
	ポスターの作成	1,183,248 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	509,517 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770 円
	政見放送のための録画等	
	計	2,880,889 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和6年11月11日	第1回報告分
-----------------	------------	--------

候補者氏名	山川仁	候補者届出政党 又は所属党派	れいわ新選組	期間	令和6年10月8日から 令和6年11月6日まで 第1回分
出納責任者氏名	山川道子				

収 入

主たる寄附

氏 名
団体名

(職 業)

(寄附額)

れいわ新選組

政党

5,000,000 円

その他の寄附

0件

0 円

その他の収入

0 円

今 回 計

5,000,000 円

前 回 計

0 円

総 計

5,000,000 円

支 出

人 件 費

670,100 円

家 屋 費

0 円

選挙事務所費

0 円

集会会場費

0 円

通 信 費

52,780 円

交 通 費

0 円

印 刷 費

1,932,758 円

広 告 費

840,620 円

文 具 費

32,456 円

食 糧 費

138,579 円

休 泊 費

0 円

雑 費

9,800 円

今 回 計

3,677,093 円

前 回 計

0 円

総 計

3,677,093 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	278,250 円
	ビラの作成	490,700 円
	ポスターの作成	1,163,808 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	政見放送のための録画等	
	計	2,317,001 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和6年11月6日	第1回報告分
-----------------	-----------	--------

候補者氏名	山川泰博	候補者届出政党 又は所属党派	日本維新の会	期間	令和6年10月15日から 令和6年10月26日まで 第1回分
出納責任者氏名	國吉勝也				

収 入

主たる寄附

〔氏名〕
〔団体名〕

(職 業)

(寄附額)

日本維新の会

政党

3,000,000 円

具志堅勉

会社役員

100,000 円

その他の寄附

0件

0 円

その他の収入

0 円

今 回 計

3,100,000 円

前 回 計

0 円

総 計

3,100,000 円

支 出

人 件 費

74,000 円

家 屋 費

50,000 円

選挙事務所費

50,000 円

集合会場費

0 円

通 信 費

3,595 円

交 通 費

155,134 円

印 刷 費

0 円

広 告 費

0 円

文 具 費

0 円

食 糧 費

165,464 円

休 泊 費

0 円

雑 費

4,589 円

今 回 計

452,782 円

前 回 計

0 円

総 計

452,782 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	政見放送のための録画等	
	計	0 円

報 告 書 受 理 年 月 日

令和6年11月11日

第1回報告分

候補者氏名	山川泰博	候補者届出政党 又は所属党派	日本維新の会	期間	令和6年10月27日から 令和6年12月11日まで 第2回分
出納責任者氏名	國吉勝也				

収 入

主たる寄附

〔氏名〕
〔団体名〕

(職 業)

(寄附額)

支 出

人 件 費

917,100 円

家 屋 費

4,950 円

選挙事務所費

4,950 円

集合会場費

0 円

通 信 費

26,541 円

交 通 費

395,818 円

印 刷 費

1,044,000 円

広 告 費

83,600 円

文 具 費

0 円

食 糧 費

73,959 円

その他の寄附	0件	0 円	休 泊 費	0 円
その他の収入		0 円	雑 費	105,524 円
今 回 計		0 円	今 回 計	2,651,492 円
前 回 計		3,100,000 円	前 回 計	452,782 円
総 計		3,100,000 円	総 計	3,104,274 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	政見放送のための録画等	
	計	0 円

報 告 書 受 理 年 月 日 令和7年1月8日

第2回報告分

発 行 所
 沖 縄 県 総 務 部
 総務私学課
 電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版
 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1